

第103回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

昨年同様、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

 **豊和銀行**

証券コード：8559

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主の皆さまの安全確保の観点から、書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。ご来場される株主の皆さまにおかれましては、検温、消毒薬による手指の消毒、マスクの常時着用等、適切な感染防止策にご協力をお願い申し上げます。なお、座席間の距離を確保するために第二会場等に誘導させていただくことがございますことを予めご了承ください。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

目次

第103回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	29
第2号議案 取締役8名選任の件	30
第3号議案 補欠監査役1名 選任の件	36

証券コード 8559
2021年6月8日

株 主 各 位

大分市王子中町4番10号
株式会社 豊和銀行
代表取締役頭取 権 藤 淳

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当行第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止および株主の皆さまの安全確保のため、書面により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場は、極力お控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時（開場午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.howabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.howabank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 第103期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 【主要な事業内容】

当行は、本店及び支店において、預金業務、貸出業務のほか、為替業務、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等を通じ、地域のお客さまにさまざまな金融商品・金融サービスをご提供しております。加えて、お客さまの販路開拓をご支援する「Vサポート業務」を“新本業”として位置づけ、お客さまの売上増強を通じた経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

##### 【金融経済環境】

2020年度は新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でした。全国規模で実施された2度にわたる緊急事態宣言により、国内の移動ばかりでなく、海外との人やモノの往来に大きな制限が課せられました。新しい生活様式の行動指針でステイホーム等が勧奨され、人の動きが大幅に減少した結果、運輸業・観光業・宿泊業・飲食業などを中心に需要は激減し、国内経済は急速に悪化しました。

このような状況を踏まえて、国や自治体により大規模な経済対策支援等が実施され、国内経済は最悪期を脱して徐々に回復基調にあります。コロナ禍前の水準にはまだ復調しておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

金融環境につきましては、2020年2月ごろからの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響で、国内外の金融市場は大混乱に陥りましたが、その後の各国の政府及び中央銀行による迅速かつ大規模な財政・金融政策により、国際的な金融マーケットは活況を取り戻しました。日経平均株価も2021年2月には30年ぶりに一時30,000円を突破するなど大きく上昇しました。しかし、感染力の強い変異株による感染が世界的に再拡大している状況に加え、米中通商問題など国際政治における懸念材料も多く、金融環境は引き続き不安定な状況が続くと思われまます。

そのような中、当行の主要な営業基盤である大分県においても、新型コロナウイルス感染症による国内外からの旅行客が激減した影響は大きく、主要産業である観光業・宿泊業・飲食業などを中心に甚大な影響を受けております。国や大分県等による大型の経済対策支援により、景気は下支えされておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の収束の状況次第では、今後も厳しい経済環境は継続するものと懸念されております。

## 【事業の経過及び成果】

このような経営環境のもと、当行は「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針と3つの取組方針として、

- (1) 「地域への徹底支援」
- (2) 「お客さまの満足度向上に向けた取組み」
- (3) 「経営基盤の強化」

を掲げ、中小企業等のお客さまの成長・発展に向け、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善支援の取組みを徹底し、地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組み、地元のお客さまにとって「地元大分になくてはならない銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とされるお客さまに対しては、「Vサポート業務」と「経営改善応援ファンド」を施策の中心に据え、取り組んでまいりました。さらに、お客さまの経営改善支援に向けた新たな取組みとして、「資金繰り安定化ファンド」の取扱いを2020年10月より開始しました。

この3つの取組みの2020年度末における実績は以下のとおりであります。

### <販路開拓コンサルティング業務「Vサポート」> (2016.11からの累計)

|                | 2020年度末  | 前年度末比   |
|----------------|----------|---------|
| 契約先（売り手先）数累計   | 81先      | +20先    |
| 販路開拓先（買い手先）数累計 | 1,006先   | +299先   |
| 契約先への売上貢献額累計   | 1,235百万円 | +550百万円 |

### <経営改善応援ファンド>

|          | 2020年度   | 前年度比    |
|----------|----------|---------|
| 取扱金額（年間） | 7,681百万円 | △150百万円 |

### <資金繰り安定化ファンド>

|          | 2020年度   |
|----------|----------|
| 取扱金額（年間） | 2,876百万円 |

これら3つの取組みに加え、お客さまの経営改善支援に向けたさまざまな取組みにより、2020年度の業績は以下のとおりとなりました。

### <預 金>

預金は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金や持続化給付金の交付等により、前年度末比392億80百万円増加の5,522億79百万円となりました。

### <貸 出 金>

貸出金は新型コロナウイルス感染症に対する地元事業者への資金繰り支援に努めた結果、前年度末比135億14百万円増加し、4,146億54百万円となりました。

### <損益状況>

経常収益は貸出金利息や貸倒引当金戻入益が増加したこと等により、前年度比4億41百万円増加の99億80百万円となりました。

経常費用は株式等償却の減少等により、前年度比1億14百万円減少の91億76百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比5億55百万円増加の8億3百万円となりました。また、当期純利益は前年度比6億86百万円増加の9億95百万円となりました。

### 【対処すべき課題】

2020年度は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、当行は資金繰りに不安を感じておられる地域の中小企業等のお客さまの資金繰り確保へのご支援を徹底することが最優先の課題と位置づけ、プロパー融資をはじめ、国の制度資金である“実質無利子無担保融資”等を通じて、お客さまの資金繰り支援に全力で取り組んでまいりました。

今後、ワクチン接種の普及や治療薬の開発などにより、コロナの感染拡大は徐々に収束に向かうことが期待されております。当行は、資金繰り面でのご支援は当然のこととして、今後はこれまでも増して本業支援に軸足を大きくシフトし、WITHコロナ、AFTERコロナを見据えた、地域の中小企業等のお客さまの売上増強や業務改善などの経営改善支援に全力で取り組むステージだと考えております。正に当行の経営理念に則り、地域のお客さまを徹底的にご支援していくことであり、常にお客さまに寄り添い、ご相談相手になり、そして共にこの難局に立ち向かっていく所存です。

他方、コロナ禍前からの課題であった地域の過疎化の進展、少子高齢化・人口減少、廃業の増加などの課題は依然として解決されず、コロナ禍によりさらにその深刻さは増しているなど、地域の経済環境は依然として大変厳しい状況ではありますが、地域の中小企業等のお客さまと伴走して乗り越えてまいります。このような活動を真摯に続けていくことで、結果として、当行にも将来にわたる健全性がもたらされるものと考えておりま

す。

当行は次の3つの施策を中心に取り組んでまいります。

- ①Vサポート業務                   ：お客さまの売上増強及び業務改善を  
                                          ご支援する取組み（＝本業支援）
- ②経営改善応援ファンド       ：経営改善計画の策定及び実行・フォローと  
                                          セットになったご融資の取組み
- ③資金繰り安定化ファンド：資金繰りに追われることなく本業に  
                                          専念していただくために取り組むご融資  
                                          （＝長期一括返済の証書貸付）

「Vサポート業務」・「経営改善応援ファンド」・「資金繰り安定化ファンド」を中小企業等のお客さま向けの経営改善支援スキームの3本柱として位置付けて全力でご支援してまいります。

当行は引き続き、「地元大分になくてはならない銀行」の実現に向けて役員一丸となって邁進してまいります。株主の皆さまのご理解・ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                                                   | 2017年度    | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度    |
|---------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 預 金                                               | 516,689   | 510,885   | 512,998   | 552,279   |
| 定期性預金                                             | 302,568   | 288,743   | 279,789   | 261,829   |
| その他                                               | 214,121   | 222,142   | 233,208   | 290,450   |
| 貸 出 金                                             | 407,883   | 410,859   | 401,139   | 414,654   |
| 個人向け                                              | 93,800    | 90,268    | 87,209    | 82,954    |
| 中小企業向け                                            | 249,328   | 258,614   | 262,923   | 283,405   |
| その他                                               | 64,753    | 61,975    | 51,006    | 48,295    |
| 商品有価証券                                            | —         | —         | —         | —         |
| 有 価 証 券                                           | 103,302   | 99,864    | 100,265   | 104,475   |
| 国 債                                               | 18,160    | 12,132    | 11,076    | 5,051     |
| その他                                               | 85,142    | 87,732    | 89,188    | 99,423    |
| 総 資 産                                             | 581,045   | 578,517   | 578,446   | 633,648   |
| 内国為替取扱高                                           | 1,745,290 | 1,811,199 | 2,219,805 | 2,207,856 |
| 外国為替取扱高                                           | 12 百万ドル   | 33 百万ドル   | 13 百万ドル   | 13 百万ドル   |
| 経 常 利 益                                           | 992       | 1,120     | 248       | 803       |
| 当 期 純 利 益                                         | 656       | 1,135     | 309       | 995       |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益<br>(△は1株当たり<br>当 期 純 損 失 ) | 52円70銭    | 131円81銭   | △8円12銭    | 107円94銭   |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 2018年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

### (3) 従業員の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 従 業 員 数     | 512人    |
| 平 均 年 齢     | 38年0月   |
| 平 均 勤 続 年 数 | 15年3月   |
| 平 均 給 与 月 額 | 309千円   |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には、臨時従業員及び嘱託を含んでおらず、上席執行役員1名は含んでおります。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

|       | 当 年 度 末 |       |
|-------|---------|-------|
|       | 店       | うち出張所 |
| 大 分 県 | 39      | ( - ) |
| 福 岡 県 | 2       | ( - ) |
| 熊 本 県 | 1       | ( - ) |
| 合 計   | 42      | ( - ) |

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備を41か所設置しております。

#### ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

#### ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。



## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |     |
|---------|-----|
| 設備投資の総額 | 361 |
|---------|-----|

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(新設・拡充・改修)

(単位：百万円)

| 内 容         | 金 額 |
|-------------|-----|
| 新津久見支店(工事中) | 127 |

(売却)

宗方支店の移転に伴い旧店舗用地を売却しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

該当ありません。

### ハ 重要な業務提携の概況

- ① 株式会社西日本シティ銀行と営業面に係る業務提携に関して基本合意し、各種ローン等の商品、営業戦略及び営業チャネルに関するの情報・ノウハウの提供を受けております。
- ② 九州カード株式会社とカード発行に係る業務提携を行い「ほうわVISAカード」を発行しております。また同社に加え、九州旅客鉄道株式会社と業務提携を行い「なんでん JQ SUGOCA」を発行しております。
- ③ 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ⑤ 第二地銀協地銀38行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

- ⑥ 九州地区第二地銀7行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。
- ⑦ 株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行及びゆうちょ銀行と提携し、各社のATMを利用できるサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀行と3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行においてあおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ⑨ 株式会社宮崎太陽銀行及び株式会社南日本銀行とのお取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携及び災害時における相互協力に関する協定を締結しております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

(不祥事案)

昨年の事業報告で報告しておりました2020年4月17日に公表した不祥事案（元行員による着服）の再発防止策として、支店長によるお客さまへの取引内容確認訪問の運用見直しなどを行っております。今後、このようなことが二度と起こらないよう改めてコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏名     | 地位及び担当                                                    | 重要な兼職           | その他 |
|--------|-----------------------------------------------------------|-----------------|-----|
| 権藤 淳   | 代表取締役頭取<br>総合企画部(統括)・営業統括部(統括)・お客さま支援部(統括)・ソリューション支援部(統括) |                 |     |
| 高橋 信裕  | 代表取締役専務<br>人事部・融資部担当                                      |                 |     |
| 牧野 郡二  | 常務取締役<br>証券国際部(統括)、総合企画部・コンプライアンス統括部担当                    |                 |     |
| 渡部 悌史  | 常務取締役、事務統括部長<br>監査部・事務統括部担当                               |                 |     |
| 都留 裕文  | 取締役、ソリューション支援部長<br>お客さま支援部・ソリューション支援部担当                   |                 |     |
| 佐藤 真広  | 取締役、営業統括部長兼営業統括部<br>地方創生推進室長、営業統括部担当                      |                 |     |
| 赤松 健一郎 | 取締役(社外役員)                                                 | 三和酒類株式会社<br>相談役 |     |
| 渡邊 博子  | 取締役(社外役員)                                                 | 大分大学<br>経済学部教授  |     |
| 佐藤 俊明  | 常勤監査役                                                     |                 |     |
| 岡田 雄   | 常勤監査役(社外役員)                                               |                 |     |
| 五十嵐 副夫 | 監査役(社外役員)                                                 |                 |     |

- (注) 1. 取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岡田雄氏、監査役五十嵐副夫氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏、監査役岡田雄氏及び監査役五十嵐副夫氏の4氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

- イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項  
取締役の報酬等の決定に関する基本方針を取締役会において次のように定めております。
- ① 取締役の報酬体系は、当行の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。
  - ② 取締役の報酬等は、当行の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえた上で、各取締役が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
  - ③ 取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能な水準を目指す。

### ロ 取締役及び監査役の報酬等の総額等 (単位：百万円)

| 区 分   | 支 給 人 数 | 報 酬 等 |
|-------|---------|-------|
| 取 締 役 | 8 名     | 78    |
| 監 査 役 | 3 名     | 19    |
| 計     | 11 名    | 98    |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 業績連動報酬等として賞与がありますが、当面の間無支給としております。なお、中長期的な業績を考慮し、前年度と同程度の固定報酬のみとしており基本方針に沿うものと考えております。  
3. 非金銭報酬等は定めておりません。  
4. 取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。  
5. 当行取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の定時株主総会(取締役5名、監査役4名)において月額7百万円以内と定めております。また、当行監査役の金銭報酬の額は、1984年6月29日開催の定時株主総会(取締役10名、監査役3名)において月額2百万円以内と定めております。  
6. 当行は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役頭取権藤淳が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。固定報酬のみであることから委任を行っており、その権限の内容は、取締役の報酬月額が7百万円以内となるように個人別の報酬月額を決定することであり、  
なお、2021年度以降は、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を取締役会で決定する予定であります。  
7. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載していません。

### (3) 責任限定契約

| 氏名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤松 健一郎 | 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。 |
| 渡邊 博子  |                                                                                                                                                    |
| 岡田 雄   |                                                                                                                                                    |
| 五十嵐 副夫 |                                                                                                                                                    |

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲     | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての取締役及び監査役 | 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。なお、保険料は当行が全額負担しております。 |

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名     | 兼職その他の状況                               |
|--------|----------------------------------------|
| 赤松 健一郎 | 三和酒類株式会社相談役<br>同社と当行の間には通常の銀行取引があります。  |
| 渡邊 博子  | 大分大学経済学部教授<br>同大学と当行の間には通常の銀行取引がありません。 |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名    | 在任期間  | 取締役会への出席状況                         | 取締役会における発言<br>その他の活動状況                                                                                                                           |
|-------|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤松健一郎 | 4年9ヶ月 | 取締役会22回開催中21回出席                    | 三和酒類株式会社の経営に携わった豊かな経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。会社経営に携わった豊かな経験と知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当該視点から事業計画策定、人材育成等に対して適切な助言・提言をいただきました。 |
| 渡邊博子  | 1年9ヶ月 | 取締役会22回開催中21回出席                    | 大分大学経済学部教授としての知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。学識者としての知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当該視点から女性活躍推進、働き方改革等に対して適切な助言・提言をいただきました。                |
| 岡田雄   | 1年9ヶ月 | 取締役会22回開催中22回出席<br>監査役会18回開催中18回出席 | 大分県庁出身であり、その経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。                                                                                                  |
| 五十嵐副夫 | 1年8ヶ月 | 取締役会22回開催中22回出席<br>監査役会18回開催中18回出席 | 大分大学副学長を務めた経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。                                                                                                   |

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 4名   | 15       | —             |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

(単位：千株)

| 株式の種類  | 発行可能株式総数 | 発行済株式の総数 |
|--------|----------|----------|
| 普通株式   | 36,000   | 5,944    |
| B種優先株式 | 3,000    | 3,000    |
| D種優先株式 | 1,600    | 1,600    |
| E種優先株式 | 800      | 799      |

(注) 定款で定める発行可能株式総数は34,700千株であり、上記の発行可能種類株式総数の合計とは一致いたしません。

### (2) 当年度末株主数

| 株式の種類  | 株主数    |
|--------|--------|
| 普通株式   | 3,769名 |
| B種優先株式 | 1名     |
| D種優先株式 | 1名     |
| E種優先株式 | 650名   |

(3) 大株主  
普通株式

| 株主の氏名又は名称           | 当行への出資状況 |        |
|---------------------|----------|--------|
|                     | 持株数等     | 持株比率   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 337 千株   | 5.72 % |
| 豊和銀行従業員持株会          | 280      | 4.76   |
| 株式会社福岡銀行            | 262      | 4.40   |
| 株式会社みずほ銀行           | 248      | 4.22   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)  | 151      | 2.57   |
| 株式会社西日本シティ銀行        | 146      | 2.48   |
| 日本生命保険相互会社          | 133      | 2.26   |
| 株式会社福岡中央銀行          | 131      | 2.22   |
| 株式会社南日本銀行           | 125      | 2.12   |
| 株式会社宮崎太陽銀行          | 124      | 2.10   |

B種優先株式

| 株主の氏名又は名称    | 当行への出資状況 |       |
|--------------|----------|-------|
|              | 持株数等     | 持株比率  |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 3,000 千株 | 100 % |

D種優先株式

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況 |       |
|------------|----------|-------|
|            | 持株数等     | 持株比率  |
| 株式会社整理回収機構 | 1,600 千株 | 100 % |



## E種優先株式

| 株主の氏名又は名称     | 当行への出資状況 |        |
|---------------|----------|--------|
|               | 持株数等     | 持株比率   |
| 三和酒類株式会社      | 40 千株    | 5.00 % |
| 株式会社テレビ大分     | 30       | 3.75   |
| 株式会社大分銀行      | 30       | 3.75   |
| 株式会社九州リースサービス | 20       | 2.50   |
| 大分朝日放送株式会社    | 20       | 2.50   |
| 学校法人文理学園      | 20       | 2.50   |
| 医療法人愛恵会タキオ保養院 | 20       | 2.50   |
| 有限会社大分合同新聞社   | 15       | 1.87   |
| 二階堂酒造有限会社     | 10       | 1.25   |
| 株式会社東部開発      | 10       | 1.25   |
| 株式会社大川技研      | 10       | 1.25   |
| 第一交通産業株式会社    | 10       | 1.25   |
| 株式会社玖珠環境センター  | 10       | 1.25   |

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（47千株）を控除して算出しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                    | 当該事業年度に係る報酬等 | その他   |
|-------------------------------------------|--------------|-------|
| EY新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員<br>根津昌史<br>藤井義博 | 48           | (注) 1 |

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手と説明・報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容と前事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、当該報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当行が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は48百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ロ. 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社  
該当ありません。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

### <内部統制システム構築の基本方針>

業務の適正を確保するため、以下の体制を構築し、その運用・管理を行うものである。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、当行における法令等遵守に係る理念を「企業倫理」として、また、法令等遵守に係る基本方針や役職員の行動指針を「コンプライアンスの基本方針」及び「コンプライアンスの行動指針」として制定する。
- ② 取締役会は、企業倫理等に則った業務運営を実現させるため、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
- ③ 法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守に関する重要な事項の審議機関として「コンプライアンス協議会」、法令等遵守に関する情報等を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、各部店の部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者として配置する。
- ④ 法令等違反の疑義がある行為等を知った場合に、通常の職制を通じた報告制度と別に、コンプライアンス統括部署や法律事務所等の外部窓口へ直接相談・通報を行うことができる「ホットライン制度」を制定する。
- ⑤ 「反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、それに基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を遮断し、その不当な要求には毅然とした態度で対応する。

- ⑥ マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止を経営の最重要課題の一つと捉え、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する全社的な方針」を制定し、それに基づき不断の検証と高度化に努めるとともに、金融システム全体の安全性と公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立する。
- ⑦ 内部監査部門は、法令等遵守状況に関する監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各種議事録・決裁文書等、取締役の職務の執行・意思決定に係る情報については、取締役会で制定した「文書の保存及び廃棄処分取扱規程」に基づき、適正に保存・管理する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、その他のリスクに分類し、取締役会で制定した「リスク管理の基本方針」に基づき把握・管理する。
- ② リスク管理に関する統括部署として、総合企画部リスク管理グループを設置するほか、信用リスクは信用リスク部会、市場リスクは市場リスク部会、流動性リスクは流動性リスク部会、事務リスク・システムリスクはオペレーショナルリスク部会、マネー・ローンダリング等金融犯罪に係るリスクは金融犯罪対策会議が管理し、各リスク部会等の管理状況やリスク状況について、ALM／リスク管理協議会にて報告・検討する。
- ③ 災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、業務継続計画（BCP）を定め、適切な危機管理対応がとれる体制とする。
- ④ 内部監査部門は各部署毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び経営会議について、その機能を適切に発揮させるため、その具体的な運営や付議事項等を定めた「取締役会規程」、「経営会議規程」を制定する。また、行内の指揮・命令系統や責任と権限の明確化を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ② 取締役会で決議すべき議案については、経営会議、ALM／リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会に付議する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項  
監査役に直属する組織として監査役会室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人を配置する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
上記の使用人の人事異動及び人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとする。使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め、何人も干渉できないものとする。
- (7) 監査役のその職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の業務が円滑に行えるよう努める。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等について取締役及び使用人から報告を受ける。
  - ② 監査役は取締役会・経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧することができる。
- (9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「ホットライン制度」のほか、監査役への報告を理由として何人も不利な取扱いを受けてはならず、報告した者に対する不利な取扱いが判明した場合、不利な取扱いを行った者を問責の対象とする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条に基づき、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人及び内部監査部門と監査上の問題点や業務における改善要請・課題を定期的に意見交換し、効率的かつ適正な監査の実施に努める。

<内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要>

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会で決議すべき議案については、経営会議、A L M / リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会での審議を経て付議されております。2020年度は取締役会を22回、経営会議を54回、A L M / リスク管理協議会を13回、コンプライアンス協議会を14回開催しました。

(2) リスク管理態勢

半期毎にリスク配賦資本・統合的リスク管理に係る施策をA L M / リスク管理協議会を経て取締役会で定めるとともに、その結果は取締役会に報告されました。

また、信用リスク部会等各リスク部会の管理状況、リスク配賦資本の状況及び各リスクの状況は、A L M / リスク管理協議会に毎月報告されました。

「リスク管理の基本方針」を始めとする方針・規程等は行内L A Nに掲示し、周知徹底しております。

### (3) コンプライアンス態勢

年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況は半期毎にコンプライアンス協議会に報告されたほか、その結果は年1回コンプライアンス協議会を経て取締役会に報告されました。

また、反社会的勢力との対応状況は半期毎に取締役会及び経営会議に報告されました。

「企業倫理」「コンプライアンスの基本方針」を始めとする方針・規程等は行内LANに掲示し、周知徹底しております。

### (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、取締役会、経営会議、ALM/リスク管理協議会及びコンプライアンス協議会等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧しております。

取締役及び使用人は当行に重大な影響を及ぼす事項を監査役に報告しております。また、監査役会に対して、監査部は内部監査結果を報告しております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

該当ありません。

## 第103期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-------------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)      |         | (負債の部)       |         |
| 現金預け        | 100,280 | 預金           | 552,279 |
| 現金          | 6,637   | 当座預金         | 7,754   |
| 預け          | 93,643  | 普通預金         | 269,180 |
| 有価証券        | 104,475 | 貯蓄預金         | 883     |
| 国債          | 5,051   | 通知預金         | 856     |
| 地方債         | 42,136  | 定期預金         | 257,040 |
| 社債          | 36,363  | 定期積金         | 4,788   |
| 株主の他の証券     | 4,621   | その他の預金       | 11,775  |
| 貸出金         | 16,301  | 譲渡性預金        | 14,107  |
| 引出金         | 414,654 | 借入金          | 30,340  |
| 引手形貸付       | 1,975   | 外国為替         | 30,340  |
| 手形貸付        | 23,057  | 未払外国為替       | 0       |
| 当座貸越        | 365,001 | その他の負債       | 0       |
| 外国為替        | 24,619  | 未決済為替        | 3,798   |
| 外国店預け       | 2,327   | 未払法人税等       | 130     |
| その他の資産      | 2,327   | 未払費用         | 98      |
| 未決済為替       | 9,166   | 前受取          | 481     |
| 未払費用        | 44      | 給付補填備        | 429     |
| 未収収益        | 19      | り一ス債         | 0       |
| 金融派生商品      | 352     | 資産除去負債       | 105     |
| 中央清算機関差入証拠金 | 0       | その他の負債       | 166     |
| その他の資産      | 8,000   | 賞与引当金        | 2,385   |
| 有形固定資産      | 750     | 睡眠預金払戻引当金    | 202     |
| 建物          | 6,481   | 再評価に係る繰延税金負債 | 22      |
| 土地          | 1,222   | 支払承諾         | 542     |
| リース資産       | 4,793   | 負債の部合計       | 457     |
| 建設仮勘定       | 97      |              | 601,750 |
| その他の有形固定資産  | 127     | (純資産の部)      |         |
| 無形固定資産      | 240     | 資本剰余金        | 12,495  |
| ソフトウェア      | 639     | 資本準備金        | 10,349  |
| ソフトウェア仮勘定   | 635     | 利益剰余金        | 10,349  |
| その他の無形固定資産  | 4       | 利益準備金        | 7,605   |
| 前払年金費用      | 0       | その他利益剰余金     | 956     |
| 繰延税金資産      | 596     | 繰越利益剰余金      | 6,649   |
| 支払承諾見返      | 204     | 自己株式         | 6,649   |
| 貸倒引当金       | 457     | 株主資本合計       | △91     |
|             | △5,635  | その他有価証券評価差額金 | 30,359  |
|             |         | 土地再評価差額金     | 477     |
|             |         | 評価・換算差額等合計   | 1,061   |
|             |         | 純資産の部合計      | 1,539   |
| 資産の部合計      | 633,648 | 負債及び純資産の部合計  | 31,898  |
|             |         |              | 633,648 |



第103期 (2020年4月1日から) 損益計算書  
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目  | 金 額   |       |
|------|-------|-------|
| 経常収益 |       | 9,980 |
| 貸出金  | 7,900 |       |
| 有価証券 | 7,339 |       |
| 預金   | 513   |       |
| その   | 0     |       |
| 外国   | 46    |       |
| その他  | 0     |       |
| 業務   | 1,130 |       |
| 受取   | 436   |       |
| その   | 693   |       |
| 外国   | 40    |       |
| その他  | 3     |       |
| 債権   | 37    |       |
| 倒産   | 908   |       |
| 償却   | 504   |       |
| 株式   | 158   |       |
| その他  | 115   |       |
| の    | 130   |       |
| 経常費用 |       | 9,176 |
| 預金   | 140   |       |
| 渡り   | 133   |       |
| 借入   | 7     |       |
| 業務   | 0     |       |
| 支払   | 0     |       |
| その   | 1,203 |       |
| 外国   | 101   |       |
| その他  | 1,102 |       |
| 債権   | 51    |       |
| 倒産   | 51    |       |
| 償却   | 0     |       |
| 株式   | 6,385 |       |
| その他  | 1,395 |       |
| 出金   | 363   |       |
| 株式   | 143   |       |
| の    | 155   |       |
| の    | 733   |       |
| 特別利益 |       | 803   |
| 固定   | 11    |       |
| その   | 1     |       |
| 特別損失 |       | 1     |
| 固定   | 1     |       |
| その   | 0     |       |
| 税引   |       | 814   |
| 法人   | 17    |       |
| 法人   | △198  |       |
| 税法   |       | △181  |
| 法人   |       | 995   |
| 当期   |       |       |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社豊和銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井義博 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社豊和銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証し、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき重要な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社 豊和銀行 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役        | 佐藤 俊 明  | Ⓔ |
| 常勤監査役(社外監査役) | 岡田 雄    | Ⓔ |
| 監査役(社外監査役)   | 五十嵐 副 夫 | Ⓔ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|          |        |         |    |              |
|----------|--------|---------|----|--------------|
| 当行普通株式   | 1株につき金 | 10円00銭  | 総額 | 58,973,800円  |
| 当行B種優先株式 | 1株につき金 | 8円00銭   | 総額 | 24,000,000円  |
| 当行D種優先株式 | 1株につき金 | 109円60銭 | 総額 | 175,360,000円 |
| 当行E種優先株式 | 1株につき金 | 200円00銭 | 総額 | 159,940,000円 |

各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきますのであります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名                    | 生年月日          | 現在の<br>当行における地位 |
|-----------|----|-----------------------|---------------|-----------------|
| 1         | 再任 | ごんどう 権藤 淳<br>あつし      | 1952年4月30日    | 代表取締役頭取         |
| 2         | 再任 | たかはし 高橋 信裕<br>のぶひろ    | 1955年4月28日    | 代表取締役専務         |
| 3         | 再任 | まきの 牧野 郡二<br>ぐんじ      | 1959年2月14日    | 常務取締役           |
| 4         | 再任 | わたなべ 渡部 悌史<br>やすふみ    | 1959年3月22日    | 常務取締役           |
| 5         | 再任 | つる 都留 裕文<br>ひろふみ      | 1960年1月21日    | 取締役             |
| 6         | 再任 | さとう 佐藤 真広<br>まさひろ     | 1964年2月19日    | 取締役             |
| 7         | 再任 | あかまつ 赤松 健一郎<br>けんいちろう | 社外 1949年5月27日 | 取締役             |
| 8         | 再任 | わたなべ 渡邊 博子<br>ひろこ     | 社外 1965年8月28日 | 取締役             |

候補者番号

1

ごん どう あつし  
**権藤 淳**

(1952年4月30日生)

再任

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式 12,100株

## ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                                         |         |                                                            |
|---------|-----------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 2002年8月 | 株式会社ジェーシービー入社                           | 2014年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当                    |
| 2004年6月 | 同社執行役員開発本部長兼企画部長                        | 2016年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当        |
| 2006年6月 | 同社取締役兼執行役員市場開発本部長                       | 2019年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当                |
| 2007年6月 | 同社取締役兼執行役員マーケティング本部長                    | 2020年7月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）、ソリューション支援部（統括）担当 |
| 2009年3月 | 株式会社ジェーシービー退社                           |         | 現在に至る                                                      |
| 2009年5月 | 当行入行 顧問                                 |         |                                                            |
| 2009年6月 | 当行代表取締役専務 経営管理部（統括）、人事部（統括）、監査部担当       |         |                                                            |
| 2010年6月 | 当行代表取締役専務 経営管理部（統括）、監査部、審査部担当           |         |                                                            |
| 2012年6月 | 当行代表取締役頭取 経営管理部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当 |         |                                                            |

## ■ 取締役候補者とした理由

当行取締役頭取として経営経験も豊富であり、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。



|                   |                                              |           |                                |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>2</b> | たか はし のぶ ひろ<br><b>高橋 信裕</b><br>(1955年4月28日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 8,200株 |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |                                                 |         |                                               |
|----------|-------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|
| 1998年11月 | 株式会社住宅金融債権管理機構<br>(現株式会社整理回収機構) 入社<br>同社業務企画部次長 | 2014年6月 | 当行代表取締役専務 融資部<br>(統括)、コンプライアンス統括<br>部担当       |
| 2001年1月  | 株式会社整理回収機構<br>同社業務企画部副部長                        | 2015年6月 | 当行代表取締役専務 融資部<br>(統括)、コンプライアンス統括<br>部、証券国際部担当 |
| 2001年7月  | 同社札幌支店長                                         | 2018年6月 | 当行代表取締役専務 融資部、<br>コンプライアンス統括部、監査<br>部担当       |
| 2004年1月  | 同社業務企画部副部長                                      | 2019年6月 | 当行代表取締役専務 人事部、<br>融資部担当<br>現在に至る              |
| 2005年5月  | 同社業務企画部長                                        |         |                                               |
| 2008年6月  | 同社執行役員業務企画部長                                    |         |                                               |
| 2010年6月  | 同社執行役員企業再生部長                                    |         |                                               |
| 2011年6月  | 同社執行役員東京事業部長                                    |         |                                               |
| 2013年6月  | 同社常務執行役員業務企画部長                                  |         |                                               |
| 2014年6月  | 株式会社整理回収機構退社                                    |         |                                               |

### ■ 取締役候補者とした理由

当行取締役専務として経営経験も豊富であり、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

|                   |                                            |           |                                |
|-------------------|--------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>3</b> | まぎ の ぐん じ<br><b>牧野 郡二</b><br>(1959年2月14日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 4,000株 |
|-------------------|--------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                         |         |                                                        |
|---------|-------------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 1981年4月 | 当行入行                    | 2015年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、<br>人事部担当                                |
| 1998年6月 | 当行東京事務所長                | 2018年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、<br>人事部、証券国際部担当                          |
| 2002年1月 | 当行大道支店長                 | 2019年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、<br>コンプライアンス統括部、証券<br>国際部担当              |
| 2005年6月 | 当行佐伯支店長                 | 2020年6月 | 当行常務取締役 証券国際部<br>(統括)、総合企画部、コンプラ<br>イアンス統括部担当<br>現在に至る |
| 2006年5月 | 当行経営管理部副部長              |         |                                                        |
| 2006年6月 | 当行経営管理部長                |         |                                                        |
| 2009年7月 | 当行執行役員経営管理部長            |         |                                                        |
| 2010年6月 | 当行取締役 経営管理部、証券<br>国際部担当 |         |                                                        |
| 2013年6月 | 当行取締役 経営管理部、人事<br>部担当   |         |                                                        |
| 2014年6月 | 当行取締役 総合企画部、人事<br>部担当   |         |                                                        |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、経営企画部門を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

|                   |                                              |           |                                |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>4</b> | わた なべ やす ふみ<br><b>渡部 悌史</b><br>(1959年3月22日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 4,400株 |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |          |         |                         |
|---------|----------|---------|-------------------------|
| 1984年4月 | 当行入行     | 2012年4月 | 当行事務統括部長                |
| 2005年5月 | 当行人事部副部長 | 2012年6月 | 当行執行役員事務統括部長            |
| 2006年6月 | 当行人事部長   | 2015年6月 | 当行取締役事務統括部長             |
| 2009年4月 | 当行別府支店長  | 2019年6月 | 当行常務取締役事務統括部長、<br>監査部担当 |
| 2010年4月 | 当行監査部副部長 |         | 現在に至る                   |
| 2010年6月 | 当行監査部長   |         |                         |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部長、監査部長、事務統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

|                   |                                           |           |                                |
|-------------------|-------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>5</b> | つる ひろ ふみ<br><b>都留 裕文</b><br>(1960年1月21日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 3,300株 |
|-------------------|-------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                                                  |         |                                  |
|---------|--------------------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 1982年4月 | 当行入行                                             | 2015年6月 | 当行上席執行役員営業統括部長<br>兼営業統括部個人融資業務室長 |
| 2000年1月 | 当行大在支店長                                          |         |                                  |
| 2002年4月 | 当行杵築支店長                                          |         |                                  |
| 2005年5月 | 当行営業推進部副部長                                       | 2016年1月 | 当行上席執行役員営業統括部長<br>兼営業統括部地方創生推進室長 |
| 2008年7月 | 当行宇佐支店長                                          |         |                                  |
| 2010年4月 | 当行営業統括部副部長                                       | 2016年6月 | 当行取締役お客さま支援部長、<br>営業統括部担当        |
| 2012年4月 | 当行営業統括部長兼ローンプラ<br>ザ長                             | 2020年7月 | 当行取締役ソリューション支援<br>部長、お客さま支援部担当   |
| 2014年6月 | 当行執行役員営業統括部長兼営<br>業統括部個人融資業務室長                   | 2021年4月 | 当行取締役 お客さま支援部、<br>ソリューション支援部担当   |
| 2015年4月 | 当行執行役員営業統括部長兼営<br>業統括部個人融資業務室長兼営<br>業統括部地方創生推進室長 |         | 現在に至る                            |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、営業統括部長、お客さま支援部長、ソリューション支援部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

さ とう まさ ひろ  
佐藤 真広  
(1964年2月19日生)

再任

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 1,200株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |             |         |                           |
|----------|-------------|---------|---------------------------|
| 1987年4月  | 当行入行        | 2016年6月 | 当行執行役員本店営業部長              |
| 2007年10月 | 当行日出支店長     | 2018年7月 | 当行上級執行役員本店営業部長            |
| 2009年10月 | 当行鶴崎支店長     | 2019年6月 | 当行取締役本店営業部長               |
| 2012年4月  | 当行福岡支店長     | 2020年7月 | 当行取締役営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長 |
| 2014年12月 | 当行別府支店長     |         | 現在に至る                     |
| 2015年6月  | 当行執行役員別府支店長 |         |                           |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、営業統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

あか まつ けん いち ろう  
赤松 健一郎  
(1949年5月27日生)

再任

社外

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 800株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |               |          |                 |
|----------|---------------|----------|-----------------|
| 1975年4月  | 三和酒類株式会社入社    | 2009年10月 | 三和酒類株式会社代表取締役会長 |
| 1997年10月 | 同社代表取締役専務     | 2016年6月  | 当行取締役           |
| 2003年10月 | 同社代表取締役副社長    | 2019年10月 | 三和酒類株式会社相談役     |
| 2005年10月 | 同社代表取締役社長     |          | 現在に至る           |
| 2006年10月 | 当行「経営評価委員会」委員 |          |                 |

(重要な兼職の状況)  
三和酒類株式会社相談役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

民間企業の役員及び代表者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を、客観的な観点から当行の経営全般に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

わた なべ ひろ こ  
**渡邊 博子**  
(1965年8月28日生)

再任 社外

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 600株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                             |         |                          |
|---------|-----------------------------|---------|--------------------------|
| 2006年4月 | 城西大学現代政策学部助教授               | 2017年4月 | 大分大学経済学部教授               |
| 2010年4月 | 城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科兼任 | 2019年6月 | 当行取締役<br>現在に至る           |
| 2015年4月 | 城西大学現代政策学部教授                |         |                          |
| 2017年3月 | 城西大学現代政策学部退職                |         | (重要な兼職の状況)<br>大分大学経済学部教授 |

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授として長年培ってきた豊富な知識と幅広い見識を有しており、客観的な観点から当行の経営全般に対して助言していただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により取締役として職務を適切に果たすことができると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は赤松健一郎氏及び渡邊博子氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって赤松健一郎氏が5年、渡邊博子氏が2年となります。
4. 当行は社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。当行は赤松健一郎氏及び渡邊博子氏との間で責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当行は当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、取締役及び監査役全員を被保険者として、会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はた の まさ お  
**秦野 真郎**  
(1973年1月23日生)

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 一株

#### ■ 略歴（重要な兼職の状況）

|         |                     |         |                  |
|---------|---------------------|---------|------------------|
| 1996年3月 | 大分大学経済学部経営学科卒業      | 2000年1月 | 秦野会計事務所入所        |
| 1998年3月 | 大分大学大学院経済学研究科修士課程修了 | 2004年3月 | 税理士開業登録<br>現在に至る |

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秦野真郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 秦野真郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の税理士として培われた財務知識と幅広い見識を活かし、当行の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 秦野真郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

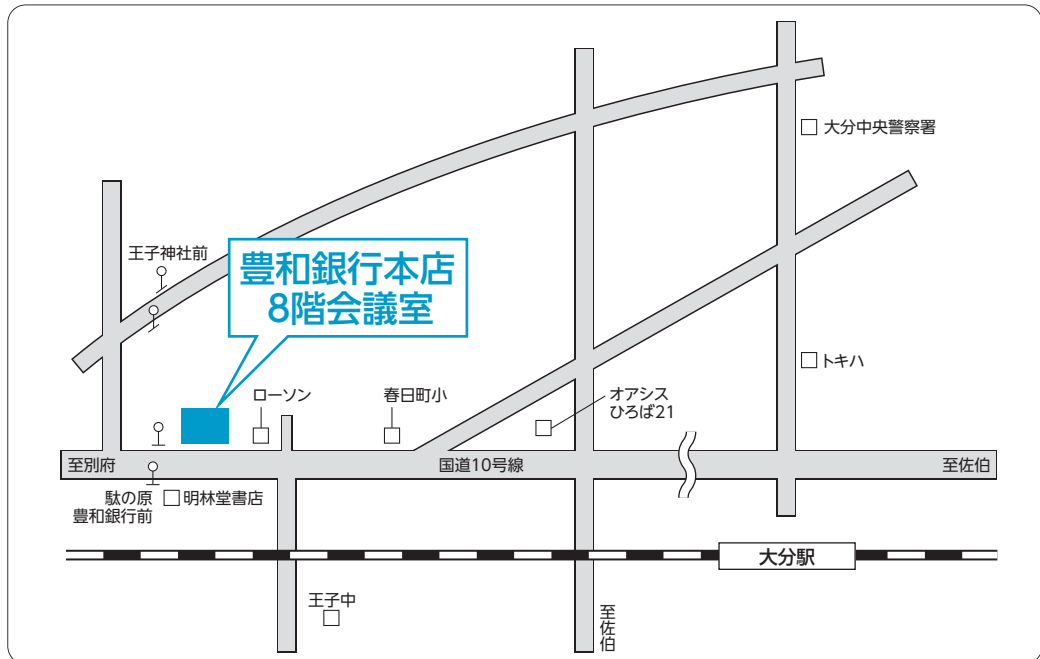
以上





## 第103回 定時株主総会会場ご案内図

株式会社豊和銀行本店 8階会議室  
大分市王子中町4番10号  
電話 (097) 534-2611



### 交通のご案内 大分駅前から大分交通バス乗車

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (春日神社経由) 県立図書館行き    | 王子神社前降車    |
| (西春日町経由) スカイトウン高崎行き | 駄の原豊和銀行前降車 |
| (西春日町経由) 東八幡行き      | 駄の原豊和銀行前降車 |

**お願い** 当日は駐車場の不足が予想されますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。